

第5号様式

林業経営体名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	登録区分	登録期限	経営管理実施権の設定を 受けることを希望する区域	
令6法-1	令和6年7月19日	法の要件に適合 する民間事業者	R11年8月31日	十津川村	
商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所 の所在地		電話番号	認定事 業主の 有無
株式会社田中林業	代表取締役 田中一也	奈良県吉野郡 十津川村平谷305番地		0746-64-0004	有

注 「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、奈良県知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無		
8人 (8人)	3人 (3人)	有	有		
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率 %	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
9人	4.218 %	9人	12人	12人	8人



5年目の目標
林業現場 作業職員数 (うち常用)
9人 (9人)

注1 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

注2 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注3 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注4 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数							
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	うち 認定森林施業 プランナー	森林作業道作設 オペレーター	技術士	
1人	人	人	1人	1人	1人	人	
技術者・技能者数							
技能士	林業技士	フォレスター(森林総合監理士)	奈良県林業作業士				
人	人	人	人	人			

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注3 認定森林施業プランナーとは、森林施業プランナー協会が実施する、森林施業プランナーの認定制度により認定された者のこと。

注4 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注5 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注6 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注7 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技士のこと。

注8 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

注9 奈良県林業作業士とは、基幹林業労働者研修標準教程における所定研修を修了して地域の中核的な技術者として林業に関する幅広い知識及び技能を修得した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状										
グラップル	プロセッサ	ハーベスター	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ	ウッドライナー	ザウルス	
10台	2台	台	台	1台	台	台	台	1台	2台	台



5年目の目標										
10台	2台	台	台	2台	台	台	台	2台	2台	台

※ 1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

上記以外の林業機械がある場合は、表右側の空欄に記載すること。

4. 生産量の増加又は生産性の向上

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度(5年目)の見込 (R10年度)	目標とする項目
			直近の前々年 (R3年度)	直近の前年 (R4年度)	直近 (R5年度)		
生産	主伐	面積(ha)	直営				
			請負				
			合計	0.00	0.00	0.00	
	間伐	材積(m³)	直営				
			請負				
			合計	0	0	0	
	生産性 (m³/人日)	直営					
造林・保育	植付	面積(ha)	直営	93.53	95.19	95.64	
			請負				
			合計	93.53	95.19	95.64	
	下刈り	面積(ha)	直営	5,958	6,447	6,465	
			請負				
			合計	5,958	6,447	6,465	
	その他	生産性 (m³/人日)	直営	4.90	4.95	5.12	
材積合計(m³)				5,958	6,447	6,465	

事業期間 直近の事業年度 : R5年 4月 1日 ~ R6年 3月 31日

事業区域 (県外も含めて全事業区域を記載)

奈良 県 十津川村

素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載

造林の請負がある場合は、主な業者名を記載

注1 直近の事業実績の事業期間は、応募申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、応募申請しようとする年の1月1日から応募申請日までの期間とする。

注2 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものという（以下、「直営施業」という）。

注3 「請負」とは、他者への請負により実施したものという。

注4 素材生産量は丸太材積とすること。

注5 事業実績は、県内だけでなく国有林、県外も含めて記載すること。

注6 生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

注7 「造林・保育」の「その他」の欄には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

5. 生産管理又は流通合理化等

(1) 適切な生産管理

- ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し (年後)
- ・ 作業システムの改善 (年後)
- ・ その他 () (年後)

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

- ・ 製材工場等需要者との直接的な取引
直接的な取引の相手先名 【 十津川村木材協同組合] (年後)
- ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
取りまとめ機関名 【 十津川村木材協同組合] (年後)
- ・ 森林所有者や工務店等との連携 (年後)
- ・ その他 () (年後)

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

日報の記載を必ず行い使用機械なども明記して管理している。

6. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入 (年後)
- ・ コンテナ苗等の使用 (年後)
- ・ 低密度植栽 (年後)
- ・ 下刈りの省略 (年後)
- ・ その他 () (年後)

※ 上記4で、植付又は下刈りの事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

上記のうち、該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

7. 主伐後の再造林の確保

(1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ・ 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制
- ・ 連携する他の林業経営体と一緒に実施する体制
(連携相手等の名称:)

有して 今後整備
いる する
 (年後)
 (年後)
)

※ 上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

(2) 適切な更新

- ・ 自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施
- ・ 他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

取り組ん 今後取り
でいる 組む
 (年後)
 (年後)

※ 上記4で、主伐の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

上記のうち、該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

8. 生産や造林・保育の実施体制の確保

- ・ 素材生産の事業実績

3年
以上

1年
以上

1年
未満

実績
なし

- ・ 造林・保育等の事業実績

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・ 独自の行動規範等の策定

策定・遵
守済

策定・遵
守予定
 (年後)

- ・ 所属団体や県等が策定した行動規範等の遵守

(年後)

他者が策定した行動規範等の場合の策定主体名 【

】

上記のうち、該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

奈良県が策定する伐採と造林のガイドラインに沿って従事していく。

10. 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 雇用管理の改善

- ・ 現場作業員の常用化 (年後)
- ・ 現場作業職員への月給制の導入 (年後)
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実 (年後)
- ・ 退職金共済への加入など福利厚生の充実 (年後)
- ・ その他 () (年後)

(2) 労働安全対策

- ・ 現場作業職員等への安全衛生教育の実施 (年後)
- ・ 労災保険への加入
(一人親方の特別加入を含む) (年後)
- ・ リスクアセスメント (年後)
- ・ 防護具の着用の徹底 (年後)
- ・ 作業現場の安全巡回 (年後)
- ・ 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導 (年後)
- ・ その他 () (年後)

(1)及び(2)の該当するのも（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

作業前の安全確認をお互いに行い防護具の着用も徹底している。

11. コンプライアンスの確保

- | | はい | いいえ |
|---|--------------------------|-------------------------------------|
| ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・ 9の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正もしくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| [破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等] | | |

12. 常勤役員の設置 (※登録区分「法の要件に適合する民間事業者」の法人のみ)

- | 設置して
いる | 今後設置
に取り
組む | (年後) |
|-------------------------------------|--------------------------|-------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (年後) |
- 常勤役員の設置

13. 経理的な基礎に関する情報 (※登録区分「法の要件に適合する民間事業者」のみ)

- | | はい | いいえ |
|---|-------------------------------------|--------------------------|
| ・ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を、他と分離できる。 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

14. その他知事が定める情報

注1 その他知事が定める情報には、地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）、表彰実績、経営の健全性（FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価等）、指名停止処分の状況等を記載すること。

注2 注1のうち、実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているか公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。